

平成30年10月9日

## 所在不明組合員の法定脱退に関するお知らせ

～ご連絡先をお知らせください～

大阪府火災共済協同組合

理事長 金 谷 一 彦

当組合では、当組合に加入していただいた組合員のうち、当組合からの郵便物をご登録の住所に届かず、宛先不明で返送されたことのある組合員で、現住所等のご連絡がなく、かつ以下の条件①、②の全てを充たす方につきましては、既に組合員資格を喪失されているものと認定し、法定脱退の手続を行うこととなりました。

- ① 平成26年9月の当組合の合併に際し、当時の組合員全員に対して合併通知を郵送した折に、同通知が宛先不明で返却された組合員
- ② 昭和63年以前に出資金をお支払いいただき加入された組合員で、かつ、平成14年度以降、一度も共済契約にご加入いただけていない組合員

上記の条件に該当する方につきましては、現住所等のご確認をさせていただきたく存じます。もし組合員資格を喪失している場合でも、出資金払戻のお手続がありますので、お手数ですが、組合継続加入のご希望の有無を問わず、当組合事務局（電話番号06-4708-8720）までご連絡をお願い致します。

なお、平成30年10月31日までに、ご本人からのご連絡がなく、組合員資格の継続が確認できない場合には、法定脱退の手続をさせていただきます。